



兵庫労働局発表
平成30年12月25日（火）

照 会 先	兵庫労働局職業安定部職業対策課		
	課長	長	山上 豊
	課長補佐		西海 栄一
	地方障害者雇用担当官		奥村 眞司
		(電話)	078-367-0810
		(FAX)	078-367-3853

※平成31年4月10日、一部の数値を補正

兵庫県の機関、市町の機関、兵庫県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成30年6月1日現在の障害者の任免状況等の集計結果について

兵庫労働局（局長 畑中 啓良）では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、兵庫県の機関、市町の機関、兵庫県等の教育委員会及び独立行政法人等（公的機関等87機関、独立行政法人等9法人）の平成30年6月1日現在の障害者の任免状況等について取りまとめましたので、公表します。

【平成30年6月1日現在の障害者の任免状況等の集計結果の主なポイント】

1 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.5%）

- ・在職障害者数は276.5人と前年より2.6%（7.0人）増加し、実雇用率は2.27%と前年より0.07ポイント上昇。

(2) 市町の機関（法定雇用率 2.5%）

- ・在職障害者数は1,384.0人と前年より5.8%（76.0人）増加し、実雇用率は2.53%と前年より0.13ポイント上昇。

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率 2.4%）

- ・在職障害者数は421.5人と前年より1.2%（5.0人）減少し、実雇用率は1.53%と前年より0.01ポイント低下。

2 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.5%）

- ・雇用障害者数は211.5人で前年より12.2%（23.0人）増加し、実雇用率は2.52%と前年より0.25ポイント上昇。

平成30年6月1日現在における障害者の任免状況等(概要)

1 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

- 県の機関に在職している障害者の数は276.5人で、前年より2.6%（7.0人）増加した。実雇用率は2.27%と前年（2.20%）を0.07ポイント上回った。4機関のうち2機関で法定雇用率（2.5%）を達成している。

※ 県の機関 4機関（知事部局、企業庁、病院局、警察本部）

	報告対象機関	算定基礎職員数 (人)	在職障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成機関割合 (%)
30年度	4	12,175.5	276.5	2.27	2	50.0
29年度	4	12,234.0	269.5	2.20	3	75.0
対前年差	0	▲ 58.5	7.0	0.07	▲ 1	▲ 25.0

[参考資料 P1 1-1(1)、P4 1-2(1)]

(2) 市町の機関（法定雇用率2.5%）

- 市町の機関に在職している障害者の数は1,384.0人で、前年より5.8%（76.0人）増加した。実雇用率は2.53%と前年（2.40%）を0.13ポイント上回った。

78機関のうち63機関で法定雇用率（2.5%）を達成している。

※ 市町の機関 78機関（市町部局41、教育委員会19、水道事業10、病院事業7、交通1）

※ 未達成機関15機関のうち、1機関（小野市）は11月6日時点で達成済みである。

	報告対象機関	算定基礎職員数 (人)	在職障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成機関割合 (%)
30年度	<u>78</u>	<u>54,761.0</u>	1,384.0	2.53	63	<u>80.8</u>
29年度	76	54,482.0	1,308.0	2.40	64	84.2
対前年差	<u>2</u>	<u>279.0</u>	76.0	0.13	▲ 1	<u>▲ 3.4</u>

[参考資料 P2 1-1(2)、P5~6 1-2(2)]

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

- 県等の教育委員会に在職している障害者の数は421.5人で、前年より1.2%（5.0人）減少した。実雇用率は1.53%と前年（1.54%）を0.01ポイント下回った。

5機関のうち4機関で法定雇用率（2.4%）を達成している。

※ 県等の教育委員会 5機関（兵庫県教育委員会、姫路市教育委員会、尼崎市教育委員会、西宮市教育委員会、芦屋市教育委員会）

	報告対象機関	算定基礎職員数 (人)	在職障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成機関割合 (%)
30年度	5	27,478.0	421.5	1.53	4	80.0
29年度	5	27,704.0	426.5	1.54	4	80.0
対前年差	0	▲ 226.0	▲ 5.0	▲ 0.01	0	0.0

[参考資料 P3 1-1(3)、P7 1-2(3)]

2 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.5%）

- ・ 独立行政法人等に雇用されている障害者の数は211.5人であり、前年より12.2%（23.0人）増加した。

実雇用率は2.52%と前年（2.27%）を0.25ポイント上回った。

9法人のうち7法人で法定雇用率（2.5%）を達成している。

※ 独立行政法人等 9法人（神戸市民病院機構、兵庫県住宅供給公社、神戸市道路公社、神戸大学、加古川市民病院機構、明石市立市民病院、兵庫教育大学、神戸市外国語大学、兵庫県立大学）

	報告対象 法人	算定基礎 労働者数 (人)	雇用 障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成法人数	法定雇用率 達成法人割合 (%)
30年度	9	8,401.0	211.5	2.52	7	77.8
29年度	9	8,292.5	188.5	2.27	7	77.8
対前年差	0	108.5	23.0	0.25	0	0.0

[参考資料 P8 2(1)、P9 2(2)]

3 今後の取組み

(1) 法定雇用率が未達成の公的機関に対する指導

民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、引き続き、労働局長等から未達成機関のトップに対する指導を強力に実施し、早期の達成を図る。

(2) 職場定着指導の徹底

チーム支援等関係機関との連携により、障害者及び公的機関に対する継続的な職場定着支援の強化を図る。

障害者の任免状況等(平成30年6月1日現在)

<目次>

1-1 公的機関における在職状況(全体)

(1) 県の機関(法定雇用率2.5%)	1
(2) 市町の機関(法定雇用率2.5%)	2
(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)	3

1-2 公的機関における在職状況(各機関)

(1) 県の機関の状況(法定雇用率2.5%)	4
(2) 市町の機関の状況(法定雇用率2.5%)	5,6
(3) 県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.4%)	7

2 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況	8
(2) 独立行政法人等の各法人の状況	9

1-1 公的機関における在職状況(全体)

(1) 県の機関 (法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ (D-G)× 0.5+G	F. うち新規雇用分				
兵庫県	機関 4	人 12,175.5	人 81	人 8	人 100	人 13	人 0	人 276.5	人 2.0	% 2.27	機関 2	% 50.0
	(4)	(12,234.0)	(76)	(8)	(105)	(9)	(-)	(269.5)	(1.0)	(2.20)	(3)	(75.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+{(d-ア)× 0.5}+ア	f. うち新規雇用分	
兵庫県	人 276.5	人 81	人 8	人 90	人 13	人 266.5	人 2.0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0	人 10	人 0	人 0	人 10.0	人 0.0
	(269.5)	(76)	(8)	(95)	(9)	(259.5)	(1.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(10)	(0)	(-)	(10.0)	(0.0)

参考資料1

[1-1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の障害者である短時間勤務職員(重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員)」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については法律上1人を1人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり1カウントとしている。

[1-1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については法律上1人を1人に相当するものとしており、④e欄の計を算出するに当たり1カウントとしている。

(2) 市町の機関 (法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度障害 者	B. 重度障害 者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の障害者	D. 重度以外 の障害者で ある短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ (D-G)× 0.5+G	F. うち新規 雇用分				
兵庫県	機関 78 (76)	人 54,761.0 (54,482.0)	人 387 (370)	人 11 (7)	人 592 (555)	人 14 (12)	人 0 (-)	人 1,384.0 (1,308.0)	人 78.0 (60.5)	% 2.53 (2.40)	機関 63 (64)	% 80.8 (84.2)

注 1-1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 c+{(d-7)× 0.5}+7	f. うち新規 雇用分	
兵庫県	人 1,384.0 (1,308.0)	人 379 (362)	人 9 (5)	人 520 (501)	人 13 (9)	人 1,293.5 (1,234.5)	人 64.0 (48.5)	人 8 (8)	人 2 (2)	人 20 (16)	人 1 (1)	人 38.5 (34.5)	人 8.0 (3.0)	人 52 (38)	人 0 (2)	人 0 (-)	人 52.0 (39.0)	人 6.0 (9.0)

注 1-1 (1) ②の表と同じ

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	③障害者の数							④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度障害 者	B. 重度障害 者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の障害者	D. 重度以外 の障害者で ある短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ (D-G)× 0.5+G	F. うち新規 雇用分	G. Dのうち精神 障害者である短 時間労働者で注 6に該当する職 員			
兵庫県	機関 5	人 27,478.0	人 127	人 2	人 165	人 1	人 0	人 421.5	人 16.0	% 1.53	機関 4	% 80.0
	(5)	(27,704.0)	(127)	(2)	(169)	(3)	(-)	(426.5)	(6.5)	(1.54)	(4)	(80.0)

注 1-1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 c+{(d-f)× 0.5}+f	f. うち新規 雇用分	
兵庫県	人 421.5	人 126	人 2	人 156	人 1	人 410.5	人 16.0	人 1	人 0	人 3	人 0	人 5.0	人 0.0	人 6	人 0	人 0	人 6.0	人 0.0
	(426.5)	(126)	(2)	(160)	(3)	(415.5)	(4.5)	(1)	(0)	(2)	(0)	(4.0)	(2.0)	(7)	(0)	(-)	(7.0)	(0.0)

注 1-1 (1) ②の表と同じ

1-2 公的機関における在職状況(各機関)

(1) 県の機関の状況 (法定雇用率2.5%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
知事部局	7,114.5	174.0	2.45	3.0	特例認定あり(注4)
企業庁	171.5	6.0	3.50	0.0	
病院局	3,936.0	70.5	1.79	27.5	
警察本部	953.5	26.0	2.73	0.0	
計	12,175.5	276.5	2.27	30.5	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
兵庫県知事部局	兵庫県議会事務局

(2) 市町の機関の状況 (法定雇用率2.5%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
市町の機関	46,971.0	1,185.5	2.52	30.0	
市町の教育委員会	3,054.0	72.0	2.36	14.5	
市町の水道事業	2,054.0	57.5	2.80	1.0	
市町の病院事業	2,053.0	47.0	2.29	4.0	
市町の交通機関	629.0	22.0	3.50	0.0	
計	54,761.0	1,384.0	2.53	49.5	

注 1-2(1)表の注1~3と同じ。

① 市町の機関の状況 (法定雇用率2.5%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
神戸市	16,688.5	418.0	2.50	0.0	特例認定あり(注2)
姫路市	2,414.0	64.5	2.67	0.0	
尼崎市	2,665.0	67.0	2.51	0.0	
明石市	2,509.0	56.0	2.23	6.0	特例認定あり(注2)
西宮市	3,036.0	81.0	2.67	0.0	特例認定あり(注2)
洲本市	397.5	10.5	2.64	0.0	
芦屋市	719.0	19.0	2.64	0.0	
伊丹市	1,887.0	53.0	2.81	0.0	特例認定あり(注2)
相生市	252.0	12.0	4.76	0.0	
豊岡市	745.5	22.0	2.95	0.0	
加古川市	1,579.5	40.0	2.53	0.0	特例認定あり(注2)
赤穂市	338.0	8.5	2.51	0.0	
西脇市	547.0	17.0	3.11	0.0	
宝塚市	1,539.0	40.0	2.60	0.0	特例認定あり(注2)
三木市	844.5	15.0	1.78	6.0	特例認定あり(注2)
高砂市	590.0	13.0	2.20	1.0	
川西市	555.0	16.0	2.88	0.0	
小野市	322.5	4.0	1.24	4.0	(注3)
三田市	1,003.0	26.0	2.59	0.0	特例認定あり(注2)
加西市	270.0	7.0	2.59	0.0	
篠山市	420.0	12.0	2.86	0.0	特例認定あり(注2)
養父市	269.0	7.0	2.60	0.0	
丹波市	849.5	22.5	2.65	0.0	特例認定あり(注2)
南あわじ市	823.5	14.0	1.70	6.0	特例認定あり(注2)
朝来市	360.0	10.0	2.78	0.0	
淡路市	761.5	19.0	2.50	0.0	特例認定あり(注2)
宍粟市	652.5	12.0	1.84	4.0	
加東市	431.0	11.0	2.55	0.0	
たつの市	674.0	14.0	2.08	2.0	
猪名川町	222.0	5.0	2.25	0.0	特例認定あり(注2)
多可町	192.5	6.0	3.12	0.0	
稲美町	226.0	7.0	3.10	0.0	特例認定あり(注2)
播磨町	307.0	8.0	2.61	0.0	特例認定あり(注2)
市川町	109.0	2.0	1.83	0.0	
福崎町	121.5	3.0	2.47	0.0	
神河町	493.5	12.0	2.43	0.0	
太子町	190.5	7.0	3.67	0.0	
上郡町	126.0	2.0	1.59	1.0	
佐用町	332.0	8.5	2.56	0.0	
香美町	234.0	7.0	2.99	0.0	
新温泉町	274.0	7.0	2.55	0.0	
計	46,971.0	1,185.5	2.52	30.0	

注1 1-2(1)表の注1~3と同じ。

2 注2の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
神戸市	神戸市教育委員会
明石市	明石市教育委員会
西宮市	西宮市立中央病院
伊丹市	市立伊丹病院、伊丹市教育委員会、伊丹市交通局、伊丹市水道局
加古川市	加古川市教育委員会、加古川市上下水道局
宝塚市	宝塚市立病院
三木市	三木市教育委員会
三田市	三田市民病院、三田市教育委員会
篠山市	篠山市教育委員会
丹波市	丹波市教育委員会
南あわじ市	南あわじ市教育委員会
淡路市	淡路市教育委員会
猪名川町	猪名川町教育委員会
稲美町	稲美町教育委員会
播磨町	播磨町教育委員会

3 小野市においては、11月6日時点で達成済み。

② 市町の教育委員会の状況（法定雇用率2.5%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
洲本市	52.0	2.0	3.85	0.0	
相生市	83.5	2.0	2.40	0.0	
豊岡市	310.0	11.0	3.55	0.0	
赤穂市	169.5	3.0	1.77	1.0	
西脇市	77.0	3.5	4.55	0.0	
宝塚市	412.0	11.0	2.67	0.0	
高砂市	88.0	1.0	1.14	1.0	
川西市	296.0	7.0	2.36	0.0	
小野市	99.0	5.0	5.05	0.0	
加西市	154.0	4.0	2.60	0.0	
養父市	139.0	3.0	2.16	0.0	
朝来市	126.0	4.0	3.17	0.0	
宍粟市	245.0	0.5	0.20	5.5	
加東市	64.0	3.0	4.69	0.0	
たつの市	437.0	3.0	0.69	7.0	
多可町	106.5	3.0	2.82	0.0	
福崎町	63.5	1.0	1.57	0.0	
太子町	60.0	3.0	5.00	0.0	
上郡町	72.0	2.0	2.78	0.0	
計	3,054.0	72.0	2.36	14.5	

注1 1-2(1)表の注1~3と同じ。

③ 市町の水道事業の状況（法定雇用率2.5%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
神戸市	765.0	21.0	2.75	0.0	
姫路市	92.5	4.0	4.32	0.0	
尼崎市	260.5	7.0	2.69	0.0	
明石市	82.5	3.5	4.24	0.0	
西宮市	288.5	10.0	3.47	0.0	
宝塚市	113.0	3.0	2.65	0.0	
高砂市	68.0	1.0	1.47	0.0	
川西市	81.0	3.0	3.70	0.0	
阪神水道	239.0	5.0	2.09	0.0	
淡路広域水道	64.0	0.0	0.00	1.0	
計	2,054.0	57.5	2.80	1.0	

注1 1-2(1)表の注1~3と同じ。

④ 市町の病院事業の状況（法定雇用率2.5%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
赤穂市	351.5	7.0	1.99	1.0	
高砂市	150.0	3.0	2.00	0.0	
川西市	121.0	0.0	0.00	3.0	
加西市	162.0	4.0	2.47	0.0	
豊岡病院組合	508.5	13.0	2.56	0.0	
八鹿病院組合	339.0	9.0	2.65	0.0	
北播磨総合医療センター企業団	421.0	11.0	2.61	0.0	
計	2,053.0	47.0	2.29	4.0	

注 1-2(1)表の注1~3と同じ。

⑤ 市町の交通機関の状況（法定雇用率2.5%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
神戸市	629.0	22.0	3.50	0.0	
計	629.0	22.0	3.50	0.0	

注 1-2(1)表の注1~3と同じ。

(3) 県等の教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
兵庫県教育委員会	25,068.5	360.5	1.44	240.5	
姫路市教育委員会	610.5	15.0	2.46	0.0	
尼崎市教育委員会	745.5	18.0	2.41	0.0	
西宮市教育委員会	912.5	24.0	2.63	0.0	
芦屋市教育委員会	141.0	4.0	2.84	0.0	
計	27,478.0	421.5	1.53	240.5	

注1 1-2(1)表の注1～3と同じ。

2 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数							④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間労働者	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ (D-G)× 0.5+G	F. うち新規雇用分	G. Dのうち精神障害者である短時間労働者で注6に該当する労働者			
兵庫県	法人 9	人 8,401.0	人 73	人 5	人 60	人 1	人 0	人 211.5	人 29.0	% 2.52	法人 7	% 77.8
	(9)	(8,292.5)	(67)	(3)	(51)	(1)	(-)	(188.5)	(37.5)	(2.27)	(7)	(77.8)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+{(d-f)× 0.5}+f	f. うち新規雇用分	
兵庫県	人 211.5	人 28	人 1	人 34	人 1	人 91.5	人 17.0	人 45	人 4	人 15	人 0	人 109.0	人 10.0	人 11	人 0	人 0	人 11.0	人 2.0
	(188.5)	(25)	(1)	(30)	(0)	(81.0)	(9.0)	(42)	(2)	(12)	(1)	(98.5)	(25.5)	(9)	(0)	(-)	(9.0)	(3.0)

[2 (1) ①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者）」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の障害者である短時間労働者（重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者）」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 5 () 内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 平成27年6月2日以降に雇用された者または平成27年6月2日より前に雇用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については法律上1人を1人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり1カウントとしている。

[2 (1) ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 6 () 内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 平成27年6月2日以降に雇用された者または平成27年6月2日より前に雇用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については法律上1人を1人に相当するものとしており、④e欄の計を算出するに当たり1カウントとしている。

(2) 独立行政法人等の各法人の状況

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
地方独立行政法人神戸市民病院機構	2,205.5	44.5	2.02	10.5	
兵庫県住宅供給公社	127.5	3.0	2.35	0.0	
神戸市道路公社	60.0	1.0	1.67	0.0	
国立大学法人神戸大学	3,558.0	102.0	2.87	0.0	
地方独立行政法人加古川市民病院機構	1,006.0	25.0	2.49	0.0	
地方独立行政法人明石市立市民病院	406.0	11.0	2.71	0.0	
国立大学法人兵庫教育大学	261.5	7.0	2.68	0.0	
公立大学法人神戸市外国語大学	112.5	1.0	0.89	1.0	
公立大学法人兵庫県立大学	664.0	17.0	2.56	0.0	
計	8,401.0	211.5	2.52	11.5	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者（平成27年6月2日以降に雇用された者または平成27年6月2日より前に雇用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る）である。

- 一般の民間企業 2. 2% (45.5人以上規模企業)
- 独立行政法人等 2. 5% (40.0人以上規模法人)
- 国、地方公共団体 2. 5% (40.0人以上規模機関)
- 都道府県等の教育委員会 2. 4% (42.0人以上規模機関)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

◎ 雇用障害者数

「企業等における雇用障害者数」は、各区分の障害者1人を次の表に従ってカウントして算出する。

週所定労働時間	常用労働者	
	30時間以上	短時間労働者 20時間以上30時間未満
身体障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
知的障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
精神障害者	1人	0.5人または1人(※)

※ 精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者は、0.5ではなく1カウントとなる。

- ① 平成27年6月2日以降に雇い入れられた者であること。
- ② 平成27年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

◎ 実雇用率

以下の算定式により算出する。

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数}}{\text{常用労働者数}}$$

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになりました

～精神障害者が雇用の義務の対象として、雇用率の設定基準に加えられたことによる引上げです～

事業主区分	法定雇用率	
	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% →	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% →	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% →	2.4%

※平成30年4月から3年を経過する日より前に、更に0.1%引き上げとなります。